第2回宿泊税検討部会

2024/07/19

入湯税の現況

1.入湯稅

- 入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税
- その使途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光 の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てられる

入湯税の制度 1.課税団体 鉱泉浴場所在の市町村 2課稅客体 鉱泉浴場における入湯行為 3.税率 1 人 1 日 150円を標準とする 旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴 4.徵収方法 収し、市町村に納入 環境衛生施設の整備 鉱泉源の保護管理施設の整備 5.使涂 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光の振興 (観光施設の整備を含む)

地方税法と白馬村税条例

○地方税法

(入湯稅)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。 (入湯税の徴収の方法)

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

○白馬村税条例

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。 (略)

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円(日帰りにあっては50円)とする。

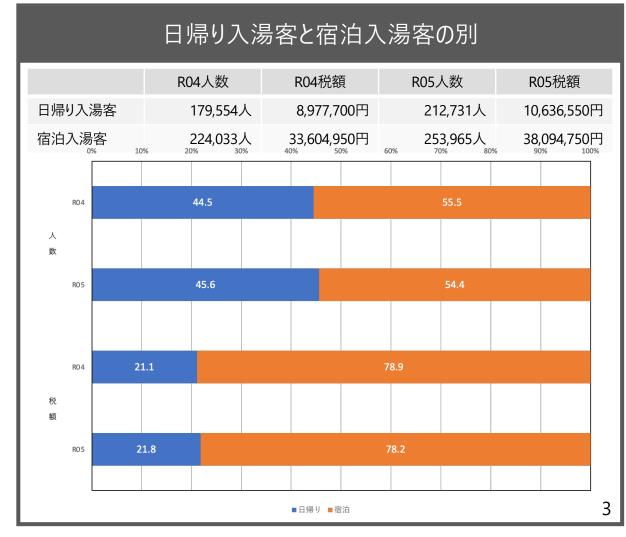
(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

2.入湯税の収入済額の推移

- 直近5年間(コロナ禍を除く)の平均収入済額は42,516千円、令和5年度については観光需要の回復を映じて、伸び率は16.5%、収入済額は50,583千円
- 日帰り入湯客と宿泊入湯客の別をみると、直近2年間では収入済額に大きな差はあるものの、人数と税額共にほぼ同率





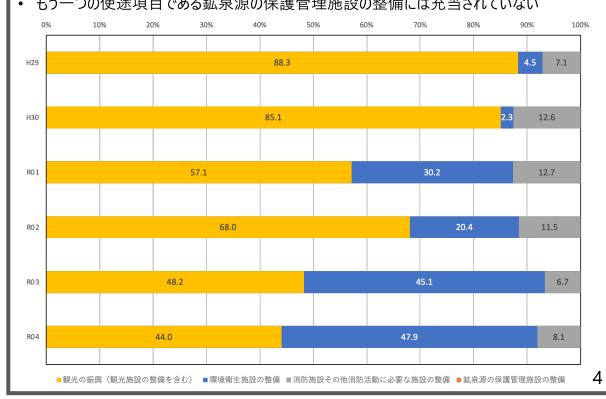
3.入湯税の使途状況

- 令和4年度の入湯税の決算額は43,423千円、環境衛生施設の整備費に20,800千円(47.9%)、消防施設の整備費に 3,500千円(8.1%)、観光の振興費に19,123千円(44.0%)を充当
- 観光振興財源の役割を担い、もう一つの使途項目である鉱泉源の保護管理施設の整備には充当されていない

入湯税の使途状況(令和4年度) (単位:千円) 区分 事業の内容 充当額 環境衛生施設の整備費 塵芥処理施設、し尿処理施設の負担金など 20,800 消防施設の整備費 消火栓の設置等消防施設の維持管理など 3,500 山岳観光施設、平地観光施設の維持管理など 観光の振興費 19,123 山岳観光、平地観光の宣伝・誘客など 合計 43.423 環境衛生施設の整備費 観光の振興費 44.0% 47.9% 消防施設の整備費 8.1%

入湯税の使途状況(直近6年間)

- 毎年約9割を観光の振興費と環境衛生施設の整備費に充当、約1割は消防施設の整 備費に充当
- 入湯税の多くは観光の振興費に充当、独自の観光振興財源がない中でその役割を担う
- もう一つの使途項目である鉱泉源の保護管理施設の整備には充当されていない



4.鉱泉源の保護管理施設の整備に充当している例

長野県 山ノ内町

鉱泉源の保護管理施設等整備補助金

- 1. 補助対象者
 - 入湯税の特別徴収義務者、入湯税の特別徴収義務者が組織する組合
- 2. 補助対象事業等
 - 鉱泉源の保護管理(特別徴収義務者)
 - 鉱泉源施設の改修(特別徴収義務者が組織する組合)
- 3. 補助率等
 - 入湯税対象人員1人につき宿泊者は20円、日帰り者は10円(保護管理)
 - 工事費の20%以内(上限5,000万円)

入湯税の税率

- 宿泊入湯客 150円
- ・ 日帰り入湯客 50円

令和 4 年度決算

(単位:千円)

区分	充当額							
環境衛生施設の整備費	環境衛生施設の整備費 衛生施設組合負担金、レジオネラ菌対策							
鉱泉源の保護管理施設	鉱泉源の保護管理施設 鉱泉源保護管理補助金							
消防施設の整備費	消防施設の整備費 消防施設・設備等整備 1,40							
観光の振興費 観光施設整備・観光振興事業 3								
	合計							
0% 10% 20%	30% 40% 50% 60% 70% 80%	90% 100%						
27.0	14.5 2.6 55.9							
■環境衛生施設の整備 ■鉱泉源の保護管理施設の整備 ■消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 ■観光の振興 (観光施設の整備を含む)								

長野県 小諸市

鉱泉源保護管理事業補助金

- 1. 補助対象者
 - 入湯税の特別徴収義務者により構成される団体
- 2. 補助対象事業等
 - 井戸、揚水施設、井戸から浴槽までの送水のための拝見施設、浴槽及び源泉運搬車両の補修、修繕及び維持管理費用
 - レジオネラ菌等の検査費用
- 3. 補助率等
 - ・ 事業費の1/2以内(上限前々年度の入湯税額の30%)

入湯税の税率

令和4年度決算

・ 宿泊入湯客 150円、日帰り入湯客 50円

15,766千円

長野県 信濃町

温泉給湯維持事業補助金

- 1. 補助対象者
 - 温泉給湯事業を行っており、入湯税を納税している者
- 2. 補助対象事業等
 - 鉱泉源、鉱泉源からの引湯施設、砂防えん堤施設、鉱泉井保護施設、源泉揚 湯施設、集湯施設、配湯施設、制御施設、鉱泉源の涵養、枯渇及び汚染に対 処するための施設、鉱泉の運搬車両の整備及び維持管理に要する経費
- 3. 補助率等
 - 前年度に納付した入湯税額の1/10以内

入湯税の税率

令和4年度決算

・ 宿泊入湯客 150円、日帰り入湯客 100円

16,664千円 5

5.宿泊税導入自治体の例

I	自治体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市	ニセコ町	阿智村	白馬村
批夾	日帰り入湯客	100円	100円	70円	50円	100円	30円	100円	150円→**円	50円
税率	宿泊入湯客	150円	150円	150円	150円→50円	150円	150円	150円	150円→**円	150円
R0	4税収規模	159,209千円	62,217千円	36,215千円	44,949千円	15,065千円	46,558千円	56,794千円	36,422千円	43,423千円

入湯税の税率を「改正する」とした例

- ○福岡県福岡市
 - 宿泊税の創設によって、宿泊行為に新たな負担が生じることについて整理が必要である
 - 宿泊税の創設に伴う**納税義務者の二重の負担について、軽減を図るため、**以下の税率とすることが適当である

宿泊1人1泊が50円(現行150円から減額)、日帰り50円(改正なし)

- ○長野県阿智村 / 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会報告書(令和6年3月)
 - 宿泊税の導入により新たな負担が生じるため、制度について検討する必要がある

負担を考慮し、宿泊及び日帰り共に同額とすること

- 宿泊及び日帰り150円であるが、長野県内の他自治体では宿泊150円、日帰り50円等区分を設けているところもある
- 宿泊税導入に伴う納税者の二重の負担について軽減を図るため、次の方法が望ましい 減額することが適当であり、また、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務

入湯税の税率を「改正しない」とした例

- ○福岡県北九州市
 - 入湯税は、宿泊税とは**使途・目的や課税客体が異なる**
 - 市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることには理由がある
- 京都市及び金沢市においては、入湯税の改正を行っていない

以上のことから、北九州市の入湯税に係る制度改正の必要性はない

入湯税の最適化に関する検討

- ・ 宿泊税と入湯税のそれぞれの目的や使途、課税客体を整理
- 宿泊税と入湯税の二重負担(負担感)、観光の振興といった使途の重複(納得感)について、納税者視点で検討
- 税率の検討にあたっては、充当事業の規模感も考慮
- 納税義務者の負担感や納得感、税率(税収規模)と使途(需要規模)のバランスから、入湯税の最適化方針を検討

宿泊税の制度の骨子

1.長野県制度の骨子(案)と白馬村メモ

項目	長野県(案)	白馬村メモ
○名称	観光振興税	報告書(H31.04)では「白馬のみらい観光税」が提案 宿泊業以外の観光事業者も徴収可能な制度(名称)が求められる一方で、納税 者の理解、特別徴収義務者の説明を考えると、わかりやすい名称の必要性も
○目的	長野県を世界水準の山岳高原観光地とするため、観光資源の充実、受入環境の整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てる	マウンテンリゾート・Hakubaとしての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
○主な使途	1. 世界水準の山岳高原観光地をつくるための施策の重点的な実施 (1) 長野県らしい観光コンテンツの充実 (2) 観光客の受入環境整備 (3) 観光振興体制の充実 2. 市町村への交付金 3. 徴税経費・広報経費等	白馬村観光地経営計画の範囲内で、 (1)観光客の利便性・満足度向上に資する事業(観光客の満足度の最大化) (2)観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業(観光による負の影響の最小化) (3)税等の徴収・運用の仕組みづくり (4)課題抽出、事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査・計画事業 (5)観光リスクマネジメント
△納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	長野県に準じる
△徴収方法	特別徴収の方法	長野県に準じる
△特別徴収義務者	宿泊施設等の経営者その他徴収に便宜を有する者	長野県に準じる
税率		定額制又は定率制については長野県に準じる
租税調整		独自課税を行う
課税免除		長野県に準じる
免税点		長野県に準じる
○施行予定日	令和8年4月	長野県に準じる 8

2.先行自治体の例を用いた税収の試算

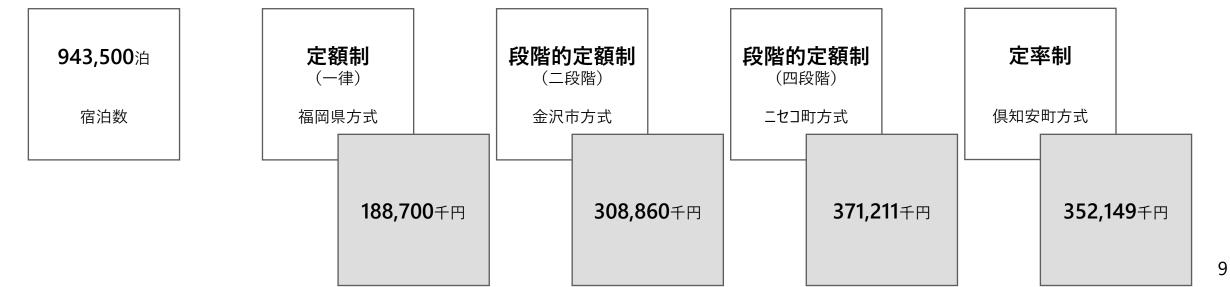
2.1.税収の試算に用いる月別の宿泊数

(単位:泊)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
国内宿泊客	56,700	65,900	45,100	27,400	53,200	34,700	47,300	72,500	49,100	59,500	27,200	32,800	571,400
訪日外国人宿泊客	136,300	141,100	30,100	12,100	3,300	2,300	2,700	1,900	800	6,300	2,200	33,000	372,100
計	193,000	207,000	75,200	39,500	56,500	37,000	50,000	74,400	49,900	65,800	29,400	65,800	943,500

(算出方法)

2.2.税収の試算結果



^{・2019}年モバイル空間統計データ(月別、国内・訪日外国人宿泊客数、平均滞在日数)をベースに、グリーンシーズン(5月~11月)については村観光統計データから算出した2019年比を乗じて 算出、ウィンターシーズン(1月~4月、12月)についてはスキー場統計データ(HVPB、月別、国内・訪日外国人来場者数)から算出した2019年比を乗じて算出

2.先行自治体の例を用いた税収の試算

2.3.先行自治体の例を用いた税収の試算

自治体名	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市	ニセコ町	長野県
税率	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	定率制 宿泊料金の 2.0%	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	定額制 1人1泊の宿 泊料金の区分 に応じた額	R06検討
免税点	10,000円	7,000円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
~5,000円	非課税	非課税	200円	200円	200円	100円	150円	150円	100円	100円	
5,001円~6,999円	非課税	非課税	200円	200円	200円	100円	150円	150円	100円	200円	
7,000円~9,999円	非課税	100円	200円	200円	200円	140円	150円	150円	100円	200円	
10,000円~14,999円	100円	100円	200円	200円	200円	200円	150円	150円	200円	200円	
15,000円~19,999円	200円	200円	200円	200円	200円	300円	150円	150円	200円	200円	
20,000円~49,999円	200円	300円	200円	500円	500円	400円	450円	150円	500円	500円	
50,000円~99,999円	200円	300円	200円	1,000円	500円	1,000円	450円	150円	500円	1,000円	
100,000円~	200円	300円	200円	1,000円	500円	2,000円	450円	150円	500円	2,000円	
税収見込額	147,559千円	189,327千円	188,700千円	341,750千円	308,860千円	352,149千円	261,685千円	141,525千円	305,431千円	371,211千円	
福岡県を100とした 場合	78.2	100.3	100.0	181.1	163.7	186.6	138.7	75.0	161.9	196.7	

3.白馬村制度の骨子(案)

項目	白馬村(案)	備考
名称	報告書(H31.04)では「白馬のみらい観光税」が提案 宿泊業以外の観光事業者も徴収可能な制度(名称)が求められる一方で、納税 者の理解、特別徴収義務者の説明を考えると、わかりやすい名称の必要性も	○次回検討部会において、協議~決定
目的	マウンテンリゾート・Hakubaとしての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	○次回検討部会において、提案~協議~決定
主な使途	白馬村観光地経営計画の範囲内で、 (1) 観光客の利便性・満足度向上に資する事業(観光客の満足度の最大化) (2) 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業(観光による負の影響の最小化) (3) 税等の徴収・運用の仕組みづくり (4) 課題抽出、事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査・計画事業 (5) 観光リスクマネジメント	使途に関する基本方針についての提言(R06.01 白馬村観光地経営会議)
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	長野県に準じる
徴収方法	特別徴収の方法	長野県に準じる
特別徴収義務者	宿泊施設等の経営者その他徴収に便宜を有する者	長野県に準じる
税率		○次回検討部会において、協議~決定
租税調整		
課税免除		長野県に準じる
免税点		長野県に準じる